

※策定委員会時に削除したものを取消し線で
追加したものを一重下線で、
ワーキングチーム時に削除したものを囲み線と取消し線で、
追加したものを波線の下線で表しています。

小美玉市自治基本条例（素案）逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 市民（第5条～第7条）

第3章 市議会（第8条～第10条）

第4章 行政（第11条・第12条）

第5章 市政運営

　　第1節 運営の原則（第13条～第18条）

　　第2節 運営の管理（第19条～第23条）

第6章 その他（第24条・第25条）

附則

前文

私たちは小美玉市として、平成18年3月27日に小川町、美野里町、玉里村が合併し、新たな一步を歩み始めました。位置小美玉市は茨城県のほぼ中央に位置し、市の南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面しする、豊かな水と緑ときれいな空気に恵まれた公害の少ない平坦な地域です。

このような豊かな自然環境と便利な生活環境が調和する快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身が持続する福祉社会を築き、このような地域社会を創っていく主体であることを改めて認識するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて行動するという基本理念を共有し、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、行政運営等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・この条例は、本市のまちづくりにおける最も基本的かつ重要な事項を定めるとともに、

本市の法体系における最高規範として位置づけられるものですので、その趣旨を明確にするため前文を設けました。この前文は、条例の目標や理念を分かりやすく示しています。前文の「私たち」とは、~~市長、職員、市民の全てを~~第3条第1項第1号・第2号及び第3号に定める市民と議会及び市を含めて「私たち」という表現を使っています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、行政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現させることを目的とする。

【説明】

目的規定は、条例の基本形式としては、条例の題名と併せて条例の達成しようとする目的などを推測し、理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために置くことが必要なものとされます。

この条例の目的は、市民、市議会、及び市が、どのようなことができ、またどのようなことをしなければならないのかを明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的としています。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例を最大限に尊重この条例に最大限適合しなければならない。

【説明】

自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものです。このため、自治の運営に関する他の条例等は、自治の最高規範としてのこの条例と整合を図るべきであることを定めます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、~~市内または働く者及び~~・学ぶ者、~~並びに~~市内において活動を行う企業やNPO、ボランティア団体をいう。
- (2) 議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 市長、~~教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会~~副市長、教育長及び市職員をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るためにに行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのためにともに考え、協力し、行動することをいう。

【説明】

- (1) 「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や、法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。
自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています。
- (2) 「議会」とは、小美玉市議会及び市議会議員を指します。
- (3) 「市」とは、市長と、専門的な立場に立って仕事を分担する行政委員会及び委員を指しています。
- (4) 快適な生活環境や地域社会の安心・安全に寄与する活動を幅広く「まちづくり」と定義付けています。
「まちづくり」とは都市基盤、生活環境、保健、福祉、産業、教育など全ての分野での公共的な活動をいいます。
- (5) 「協働」とは市民と市が暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力し、行動していくことをいいます。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき自治運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民の市政への市民の参画を促進すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。

【説明】

条例にもとづいて様々な施策を講じていく場合に、もっとも大事にしなければならないことを原則として掲げます。

- (1) 自治を推進するためには、市民、市議会及び市が情報を共有することが不可欠です。また、情報の共有は参加や協議を行う上での前提条件でもあります。
- (2) 市民参画の下で市政を進めていきます。市民には市政の各過程に参画する権利を有しますので、市政に主体的にかかわる必要があります。
- (3) 市民及び市がそれぞれ協働してまちづくりに取り組みます。それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合いまちづくりに取り組んでいくというものです。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は市政運営に参画する権利を有する。

【説明】

行政運営において市民に保障されるべき権利を定めています。

第1項について

市民の権利として、最も基本的な安全で安心な生活を送る権利を確認する意味を含めて規定しています。

第2項について

前項と同様に、市民自治の観点から非常に重要な権利です。情報の入手・共有なくして市民自治は成り立ちません。

第3項について

市民自治の推進という観点からすれば、参画は当然の権利といえます。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりに取り組まなければ
ならないむ責務を有する。

2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならぬ。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

【説明】

まちづくりを進める上での、市民の責務を定めています。

まちづくりの推進を図るために、市民は第5条のような権利を有していますが、それに対する責務も生まれてきます。

市民自らが自治の担い手であるということを認識して、自己決定・自己責任の観点からも、自らの発言と行動に責任を持つことを責務として定めています。

市民は、信託した自治に対して税を納め、税の再配分として、適正な行政サービスの提供を受ける権利を有することを規定します。

(コミュニティ)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対するして理解を深め、その活動に参加、協力に努めしなければならない。

【説明】

市民にとって最も身近な生活の場である地域コミュニティは、まちづくりの重要な役割を担い、協働のパートナーとなり、住民市民自治の基礎を築くものであるので、市はその活動を支援しなければなりません。しかし一方で、行政による過度の関与は、市民の自主性を損なうことから、必要に応じた適切な範囲での支援としなければなりません。これらを踏まえて、市内全域へのコミュニティ活動の浸透を図ります。

市民は、活動内容を広く周知するなど、地域コミュニティ活動への理解を深めるよう努力するとともに、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努める必要があります。

第3章 市議会

(市議会の権限)

第8条 市議会は市の議決機関であり、行政を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

【説明】

市議会には、地方自治法の定めるところにより、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。

〈参考：議会の権限〉

- ・議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ・検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ・意見書提出権（同法第99条）
- ・調査権（同法第100条）
- ・長の不信任議決権（同法第178条）など

(市議会の責務)

第9条 市議会は市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

【説明】

市議会の基本的な責務を定めます。

市議会は前条の権限が付与されていることから、市民の信託にこたえ、その機能を十分に果たす責務があることを示します。

市議会の運営や活動内容については、市民に開かれたものとして市議会をもっと身近なものとし、市民にとって市議会をもっと身近なものにするため、市民との情報の共有化を図ることによって開かれた市議会を確立する必要があることを定めます。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

【説明】

前条に定めた責務を市議会が果たすために、市議会議員は前文に規定されている自治の基本理念にのっとって職務を遂行することが求められています。

第4章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は市の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は事業の進度評価を行い、効率的な~~市政運営~~市政運営に努めなければならない。

【説明】

市長の基本的な責務を定めます。

第1項は、市長は、市を統括し代表する権限が付与されていることから、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に職務を遂行する基本的な責務を示します。

第2項は、豊かで潤いのある地域社会の形成を図るため、全市民を対象とした協働によるまちづくりの推進に努めなければならないとするものです。また、市民の声を市政へ反映するために、市長と市民との対話の時間を設けます。

第3項は、市長は、総合計画に基づいて実施したり、また、実施しようとする施策等については、「事業の成果が本当に上がっているのか」、「効率的に仕事がされているのか」、「投入コストに対して効果は妥当なのか」、「どれだけ成果が上がり、どこまで目標に到達しているのか」などを明らかにするため、政策評価を実施し、効率的な行政運営に努めなければならないとするものです。

(職員の責務)

第12条 職員はこの条例に定める事項を自覚し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は職務の執行遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

【説明】

職員の責務について定めます。

職員は、この条例に基づくまちづくりにおける責務を自覚し、まちづくりの主体である市民の視点に立って、職務を行う責務があることを規定しています。

最小の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行うために、必要に応じて課の枠をこえ、横断的な対応ができるよう、職員に必要とされる知識や技術を幅広く習得し、政策形成能力や調整能力などの向上を図ることを定めます。

第5章 市政運営

第1節 運営の原則

(総合計画)

第13条 市は総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を実施しなければならない。

2 市は総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

【説明】

地方自治法第2条第4項で、市町村は総合計画を策定しこれに即して事務処理を行うよう定められていますが、これを受けて本市の施策、事務事業は総合計画を基に行うことこの条例で定めます。

(財政)

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努める。

2 市は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努める。

【説明】

財政については、まず、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づいて、健全で、持続的な運営を行わなければならないとします。

第2項は地方自治法第243条の3の規定により、条例で定めるところにより、予算執行状況、財産、地方債、一時借入金現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないこととされていることを受けたものです。また財政状況は、市政運営の基本指標であることと、市民側からの監視という側面があることから、これを市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(情報共有)

第15条 市及び市民は、協働のまちづくりに関して必要な情報の共有に努める。

2 市は保有する市政に関する情報を市民に対し、分かりやすく提供するよう努める。

【説明】

情報の共有はまちづくりへの参画や協働の大前提となる条文です。

まちづくりを進めるうえで、協働のパートナー同士が持っているまちづくりに関する情報を共有することは必要不可欠なことです。これまで市と議会が保有する情報の公開や、保護すべき個人情報などについて、それぞれ条例を制定して運用してきましたが、この条例ではまちづくりを行ううえで必要な情報は、市側が積極的に提供するのは勿論のこと、市民が保有する情報も積極的に提供していただき、情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするものです。

財政状況や行政の進行状況などを提供することを定めるとともに、情報伝達の方法として内容・表記の方法などを工夫し、分かりやすく市民へ提供できるよう努めます。

(情報公開)

第16条 市は市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を積極的に公開しなければならない。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

第5条2項で規定している「市民の知る権利」を保障するとともに、同条3項で規定する「市政運営に参加する権利」を行使するうえでの前提条件となるものです。また、行政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

(個人情報保護)

第17条 市は保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する個人情報保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

市政に関する情報の取り扱いについて、情報公開とともに市と議会の重要な責務である個人情報保護について定めます。

市には市政に関する情報を積極的に公開する責務がある一方で、プライバシーなど秘密事項として守らなければならない個人情報については、絶対に外へ漏れることが無いよう厳重に管理し、責任を持って保護しなければならない責務があります。

個人情報保護に関し、より詳細な規定は「小美玉市個人情報保護条例」に委ねます。

(行政手続)

第18条 市は市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

行政手続の明確化を行う必要であることを規定しています。行政手続の明確化により、市政運営の公正を確保し、透明性の向上につながり、信頼性の高い市政を実現することができます。

行政手続に関し、より詳細な規定は「小美玉市行政手続条例」に委ねます。

第2節 運営の管理

(説明責任)

第19条 市は施策の推進状況や評価の各段階において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに且つ誠実に応えるよう努めなければならない。

【説明】

市政に関する施策の市民への説明責任について規定します。従来は施策に関する説明が市民に十分に行われていない、という批判もありましたが、今後協働によるまちづくりを進めるうえでも、市が行う施策に関しては市民が十分理解できるような説明が必要になります。

市政に関する市民の質問や意見などに対し、市は速やかに応答する責任があることを定めています。

(危機管理)

第20条 市は緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない

【説明】

市民の身体・生命等の安全性の確保は、行政の基本的かつ重要な役割であることを自治基本条例に定めることによって明らかにしています。

市は避難場所等の周知徹底や、情報の正確迅速な伝達方法の確立に努め、幼児や高齢者、障害者などいわゆる災害弱者への対応や名簿の作成などを行います。また市民は避難場所の確認や防災訓練の実施、地域のつながりを密にするなど、市民・事業者等・行政がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、社会全体の危機管理体制の強化を図ることを定めています。

(協働)

第21条 市民及び市は相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

【説明】

市民、市それぞれが協働することを規定します。市民と市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため協働するよう努めます。また第3条で規定しているとおり企業やNPO、ボランティア団体を市民の一部として位置づけ、市民としての役割・責任を認識し、各イベント等への積極的な参加を促します。

市は企業やNPO、ボランティア団体と協力した市政運営を図ります。

(男女共同参画)

第22条 まちづくりへの参画は両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則としなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

現在男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されている状況ですが、付属機関の委員などに女性が少ないこと等、現状ではまだ充分ではないことを踏まえて条例の中に「男女共同参画」を位置づけ、特に強調しています。

男女共同参画に関し、より詳細な規定は「小美玉市男女共同参画社会基本条例」に委ねます。

(パブリックコメント)

第23条 市は、重要な条例及び計画の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民が意見を提出できる機会を設けなければならない。

【説明】

この条文は、市民等の市民参加の一手段として、重要な条例や計画を作成する前は、案を公表し、この案に対し、意見を述べる機会を設けなければならないことを規定したものです。

第6章 その他

(国・茨城県及び他市町村との連携)

第24条 市は国・茨城県及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

【説明】

この条は、小美玉市と国や県とは上下関係ではなく、対等の関係ということを明記し、対等・協力の適切な役割分担を行うことで、自立した地方自治を確立することと、広域的な課題に関しては、近隣の地方公共団体との協力による広域的課題の解決が必要であることを規定しています。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し、必要な条項は、市議会及び市が別に定める。

【説明】

この条例に関し、必要となる規則等を、市議会や市が別に定められるように設けています。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行します。

【説明】

この条例は、市における自治の基本を定めるものであり、内容もこれまでの市の自治を踏まえたものですが、条例の内容についての周知の徹底など準備期間をとっています。